

# 避難訓練実施マニュアル

## 【総合訓練編】

令和2年2月1日

### 《目次》

- ◆ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ◆ 訓練の計画と事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ◆ 訓練の実施（総合訓練フローチャート）・・・・P3
  - ★1 現場確認の要領（自動火災報知設備等による覚知）・・・・P4
  - ★2 現場確認の要領（人が発見した場合）・・・・P5
  - ★3 通報・情報伝達（119番通報・非常放送の例）・・・・P5
  - ★4 初期消火・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
  - ★5 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
  - ★6 安全防護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
  - ★7 搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
  - ★8 消防隊への情報提供・・・・・・・・・・・・P11
  - ★9 避難人員の確認・・・・・・・・・・・・P12
- ◆ 訓練実施結果の検証・・・・・・・・・・・・P12

とがち広域消防局  
鹿追消防署

## ◆ はじめに

消防法の規定では、一定以上の収容人員を擁する防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、防火管理上必要な業務の実施を定めています。

その中でも、**消防計画に基づく訓練の実施**は最も重要な事項であり、**特定防火対象物（※）**では、消火・避難訓練を年2回以上、**非特定防火対象物（※）**では、定期的な訓練が義務づけられています。火災による被害を最小限とするためには、消防隊（消防署・消防団）が到着するまでの間に自衛消防隊活動が如何に迅速・的確に実践するかにかかっています。

また、効果的で臨場感がある訓練の実施には、綿密に事前計画を立て、訓練内容を十分に検討する必要があるため、防火管理者を中心として自衛消防隊員の皆さんと打ち合わせを行い、準備を整えましょう。

当マニュアルは、鹿追消防署が管轄する事業所等の「総合訓練」の実施方法について解説しています。火災時はパニック状態となり、マニュアルどおりには行かない事を想定し、関係者全員が無事避難できるような体で覚えるように訓練をしておきましょう。

消防計画の策定→訓練の実施→実施結果の検証というサイクルを繰り返すことで、火災に対する危機管理意識を高め、消防用設備等を十分に活用した安全かつ迅速な行動につなげていきましょう。

（※）特定防火対象物、非特定防火対象物の詳細は、本ホームページ内の「防火対象物の用途」をご参照ください。

### 【本マニュアルに関する問い合わせ、相談先】

とかち広域消防局 鹿追消防署 予防係 TEL：0156-66-2201 FAX：0156-66-3919

## ◆ 訓練の計画と事前準備

### 1 訓練の計画

訓練の計画は、消防計画の「**自衛消防組織の編成及び任務等**」で定めた任務分担に基づき、災害時の被害軽減につながるよう事業所の実態に合った消防用設備等を最大限に活用した実効性のあるものにしなければなりません。このため、消防計画の内容はすべての従業員及び関係者への周知を徹底する必要があります。

また、訓練の計画と実施については、**鹿追消防署予防係担当者**とよく相談してアドバイスを受け、訓練当日はできるだけ同消防署の指導を受けるようにしましょう。

### 【消防署員の立会を求める場合の訓練実施日の調整】

- 候補日は、連続する3日間を確保していただき、事前に電話等で日程調整してください。

### 2 訓練の想定

事業所の実態に合わせて効果的に訓練を実施するためには、訓練想定が重要となります。はじめは比較的好条件下での想定から実施し、習熟度に応じて、従業員等が手薄になる時間帯、在館者の把握が困難な状況、負傷者を設定するなど、より困難な想定で実施することで、冷静かつ臨機応変に対応する力が養われます。

### 【出火箇所の設定】

- どこから出火したのかを設定します。
- 訓練時には、出火箇所に旗や紙などにより目印を表示しましょう。
- 様々な対応を習得するため、訓練の都度、変更しましょう。

#### 【出火時間の設定】

- 就業中、休憩中、休暇・外勤など勤務者の状況により任務分担を変更して対応しなければならないケースも想定してみましょう。
- 多数の客で混雑している時間帯など在館者の状況設定も変化させてみましょう。
- 学校施設等は、休み時間や放課後など生徒の把握が困難なケースも想定してみましょう。

#### 【避難場所・搬送方法の設定】

- 最終的にどこに全員を避難させるかを決めておきます。
- 避難困難者が入居する施設では、避難場所までの搬送方法を決めておきます。
- 負傷等により搬送が必要になるケースも想定してみましょう。

### 3 消防用設備等の点検業者等との事前調整

事業所に設置されている消防用設備等を実際に操作することで、より実践的かつ効果的な訓練が可能となります。なお、設備によっては現状復旧に費用が発生する場合がありますので、消防用設備等を定期的に点検している業者に事前相談し、協力可能な範囲や時期などについて必ず確認してください。

#### 【消防用設備業者との事前相談例】

- 消火器の放射訓練（薬剤等の詰替え、更新予定の消火器がある場合など）
- 屋内消火栓の放水訓練（ホースの貸出、ポンプ及び配管の水抜き作業など）
- 自動火災報知設備の受信機操作（具体的な操作方法や注意事項の説明）

### 4 訓練検証担当者の配置

訓練の目的は、実施者が非常時の行動を体得することにあります。計画自体に課題がないか検証することも重要となります。訓練実施結果をまとめ、検証するためには、各任務にあたった訓練実施者等の活動を客観的に確認し、訓練終了後には全体の意見集約を含めた検証担当者を配置する必要があります。

検証担当者には、防火管理の実施責任者である「防火管理者」が望ましいと考えられますが、自衛消防隊長として訓練参加が必要である場合は、別途指名して配置するようにしてください。

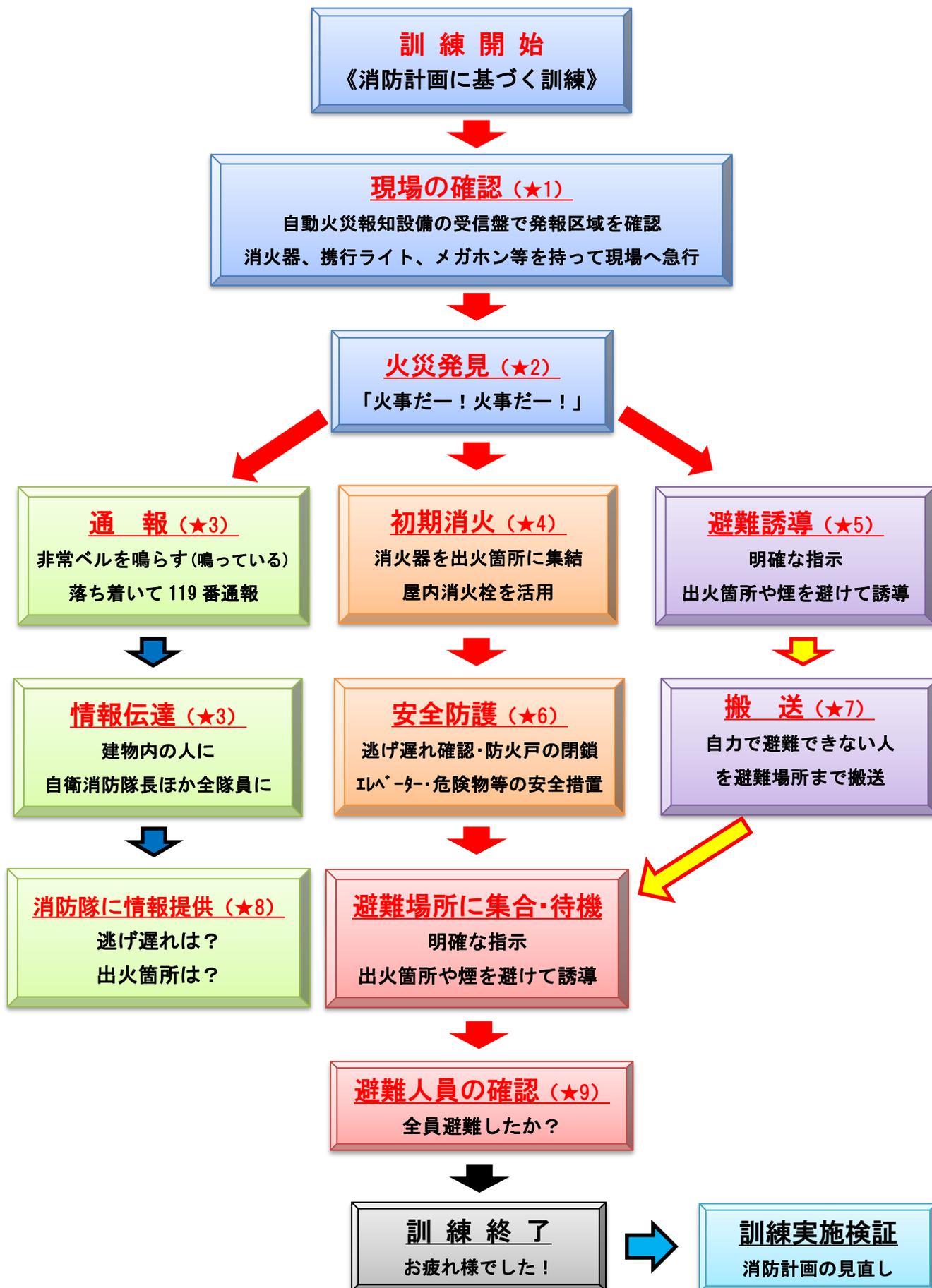
### 5 消防機関への事前通知

防火管理者等は、訓練内容や日程調整後、事前に「防火活動（自衛消防訓練）実施通知書（※）」を鹿追消防署長に提出してください。なお、消防署員の立会を求める場合は、14日前までには提出してください。

（※）の様式については、本ホームページ内の「避難訓練（自衛消防訓練）」のページ、「訓練の事前通知と相談」の項からダウンロードしてください。

## ◆ 訓練の実施（総合訓練フローチャート）

訓練全体の流れは以下のとおりです。また、具体的な実施方法は次ページ以降で説明します。



## ★ 1 現場確認の要領（自動火災報知設備等による覚知）

火災の覚知方法としては、自動火災報知設備によるベル鳴動やスプリンクラー設備の起動など機械により覚知した場合と人が発見することにより覚知した場合の2つが考えられます。覚知方法により訓練の流れが変わりますので、訓練の都度実施方法を変えてみると良いでしょう。

ここでは、機械による覚知を想定した手順等について説明します。

### 【事前準備】

自動火災報知設備の受信機や発信機の操作により、非常ベル等を鳴らします。訓練時の操作や復旧方法がわからない場合は、消防用設備等の点検業者から事前説明を受け、熟知しておきましょう。（必要に応じて、同点検業者の立会を求めることも考慮しましょう。）

自動火災報知設備の受信機と警戒区域図により火災が発生した場所を確認します。



- (1) 自動火災報知設備の受信機（受信盤）により、発報した警戒区域を確認後、現場に急行し火災かどうかを確認します。その際、初期消火や脱出時の使用を考慮して、必ず身近にある消火器を1本携帯するほか、下記物品も考慮してください。このとき、受信機周辺に複数の勤務者がいる場合は、通報・連絡体制を確保するため、その場に1人残してください。

### 【現場確認時の携帯物品等】

- 消火器、懐中電灯、マスターキー、携帯電話・無線機等、自動火災報知設備の送受話器

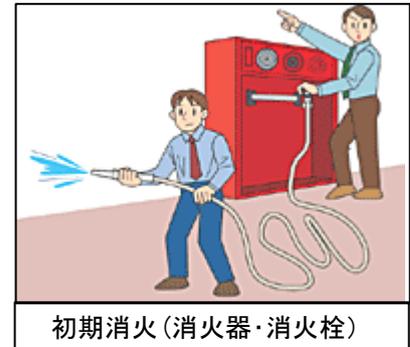
- (2) 火災を発見した場合は、口頭や携帯電話等により受信機周辺にいる勤務者に状況を報告し、通報・連絡担当が119番通報、非常放送設備等で全館内に避難指示を行います。また、並行して初期消火、避難誘導、逃げ遅れの確認及び搬送などの活動も必要となりますので、火勢や煙の濃淡、活動人員などの状況により優先すべき活動は異なります。

### 【現場確認の留意事項】

- 煙が見えない場合であっても天井裏、ダクトスペース、電気配線・パイプスペース等の部分も見落とさないようにしましょう。

## ★2 現場確認の要領（人が発見した場合）

- (1) 「火事だー！」と大声で周囲に知らせるとともに、非常ベル等のボタンを押して全館内に周知します。
- (2) 口頭や携帯電話等により受信機周辺の通報・連絡担当者等に状況を報告して119番通報するとともに、初期消火、避難誘導、逃げ遅れの確認及び搬送など必要な活動を行います。現場に複数の者がいる場合は、分担して行いましょう。



## ★3 通報・情報伝達（119番通報・非常放送の例）

119番通報は、火災の内容が十分把握できない場合であっても、まず通報し、状況が確認できしだい随時情報を通報します。また、同時に事業所内または関係者に対する連絡もあわせて行う必要があります。

### 1 119番通報

通報は、次の内容を正確に伝えます。

- (1) 災害（火災・救急・それ以外の災害）の種類をはっきり伝える  
「火災です。」 ※ 訓練の場合は「訓練、訓練、火災です。」
- (2) 住所を市町村名から番地まで、事業所（施設）名を正確に伝える  
「鹿追町〇〇町（線）〇〇丁目〇〇番地 〇〇事業所（施設）です。」
- (3) 災害の内容をはっきりと伝える（何が燃えているのか、逃げ遅れ・けが人がいるか）  
「〇〇室から出火、〇〇が燃えています。」  
「逃げ遅れ・けが人は います or いません。」 ※「現在、避難誘導中です。」
- (4) 通報者のお名前・電話番号を伝える  
「私の名前は、〇〇 〇〇です。」「今かけている電話番号は、0156-〇〇-〇〇〇〇です。」

※ 通報後、状況変化の有無などをお聞きするため電話する場合があります。

携帯電話での通報の場合、通報後しばらくの間は電源を切らずに現場の近くで安全な場所にいてください。

### 【事前準備】

119番通報訓練は、訓練実施5分前に消防局情報指令課（0155-26-9126）に事前連絡し、実際の訓練では、「訓練、訓練・・・」・「訓練です。」など冒頭で伝えてください。

※ 119番通報例を事前に参照してください。

鹿追町ホームページ→くらしの情報→防災・事故・消防→鹿追消防署・鹿追消防団  
→119番通報について

## 2 事業所内への連絡

事業所内への連絡には、在館者等を避難させるため、必要な活動指示を自衛消防隊員に伝達するために非常放送設備等を活用します。なお、自衛消防隊員を特定の場所に集合させて活動指示の方が効果的である場合には、それも考慮します。

### (1) 連絡要領

- ① 在館者や自衛消防隊員への連絡は、サイレンまたは非常ベルを鳴動させ、非常放送等により出火場所及び消火、避難誘導等を速やかに伝達します。
- ② 連絡事項や方法は事前に取り決めておく必要があります。

### (2) 連絡上の留意事項

- ① 非常放送は、混乱防止のため原則として火災階及び直上階を優先的に行い、順次時間差をつけて上階を、次いで下階を行います。
- ② 非常放送は、明確で落ち着いた命令口調によって二度繰り返します。
- ③ 放送は、必ず送り手（発信者名）を付して行います。  
※ 防火管理者〇〇、連絡班〇〇、フロント〇〇など

## 通報・伝達訓練

★訓練のポイント **相手にはっきり伝えよう！**



119番通報訓練をしてみよう。

周囲に知らせる非常ベルを押す  
(自動火災報知設備受信機による操作)

訓練 火事です

非常放送で知らせよう。

▶ 通報訓練する場合は、事前に鹿追消防署予防係に相談してください。

▶ 放送文例を準備しておこう。  
▶ 放送設備の使い方を覚えよう。

### 【放送文の例①】

「こちらは防火管理者〇〇です。お客様（在館者等）にお知らせします。〇階の〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従って避難してください。エレベーター（※）は使用できません。」  
「繰り返します。」・・・（二度繰り返す）

### 【放送文の例②】

「こちらは自衛消防隊長〇〇です。只今、〇階の〇〇付近で火災が発生しました。消火班は直ちに初期消火にあたれ。避難誘導班は所定の配置につき、避難誘導にあたれ。防護班は各室の最終確認及び所定の防護活動にあたれ。お客様（在館者等）は係員の指示に従って避難してください。エレベーター（※）は使用しないでください。」

「繰り返します。」・・・（二度繰り返す）

（※）エレベーターがない事業所は、文例から削除してください。

### ◆ 補足事項（119番通報について）

- ◎ 通報では、消防局指令センター職員が尋ねることに落ち着いて答えてください。また、いざという時に住所、事業所名、電話番号が答えられるよう電話機の付近や目に付きやすい所に必要事項を記入した紙を貼っておくなどの準備をしておくとい良いでしょう。
- ◎ 実際の火災の場合は、消防車が到着する前に最初の通報時点ではっきりしなかった事が判明した場合は、再度119番通報して伝えてください。
- ※ 「逃げ遅れた人がいる」、「負傷者が〇人いる」、「消火器で消火できた」など

## ★4 初期消火

初期消火の目的は、火災を早い時期に発見し、短時間で消火して被害を最小限度にとどめることで、自衛消防活動の重要な要素です。

### 1 初期消火活動の時機

安全管理上、一般的に消火器や消火バケツ等による消火活動は天井に火が移るまでの間を、屋内消火栓による消火活動は、火元に注水してもなお火の勢いが増強する場合や、熱くて近寄れない、煙が濃くて近付けないなどの身の危険を感じたら直ちに避難しましょう。

### 2 初期消火要領

- (1) 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器により消火活動を行います。消火器は、歩行距離20mごとに設置されていますので、消火班や消火協力者は、火元近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に放射します。
- (2) 消火器により消火できないと判断した場合は、屋内消火栓を活用した消火活動に移行します。また、複数人が活動できる場合は、消火器による消火活動と並行してホースを延ばし放水の準備を整えておきます。
- (3) 1個の屋内消火栓で消火できないと判断される場合は、同階や下階の消火栓からホースを延長して放水することも考慮する。（1号消火栓）
- (4) 消火は、有効射程を考え姿勢を低くしてできるだけ火元に近づき、煙に惑わされないように燃焼物体に直接放射・放水します。

### 3 初期消火活動時の留意事項

- (1) 粉末消火器による消火の場合は、いったん火が消えたように見えても再燃する危険があるので、消火器使用後、水をかけて完全に消火します。
- (2) 出火階以外の階層では、空調ダクトや階段などから噴出する煙に惑わされないように、火点を確認して放射・放水します。
- (3) 屋内消火栓による放水は、過剰放水による水損に留意するほか、避難経路を常に確保し、避難時機を逃さないことが重要です。

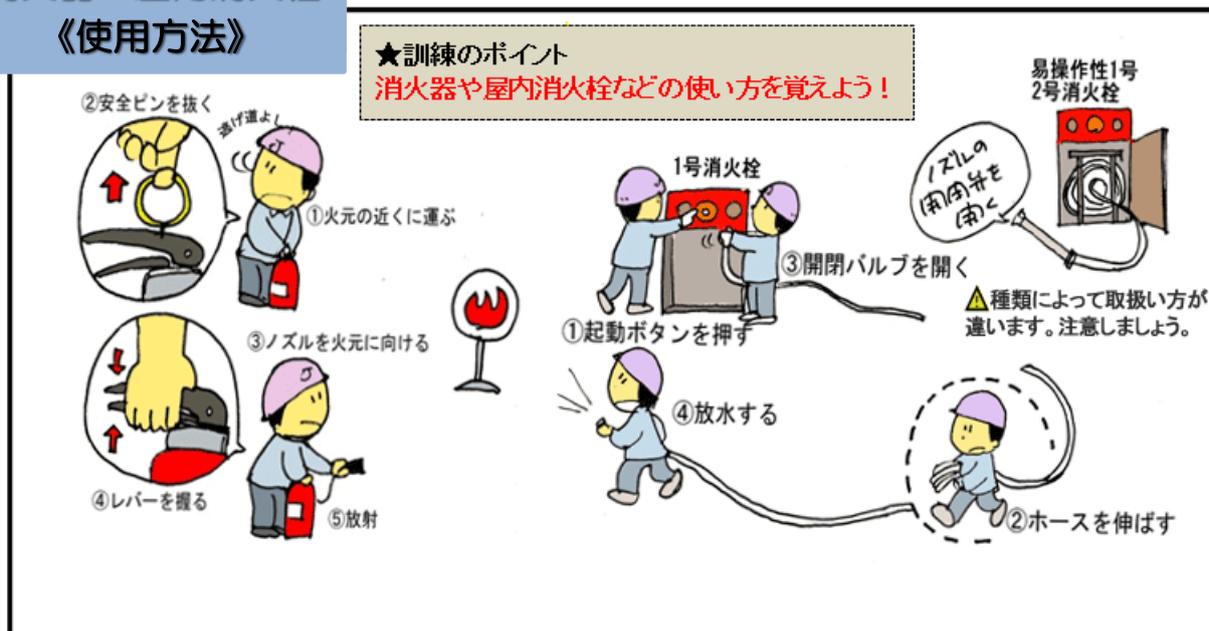
#### 【屋内消火栓ポンプの停止】

消火が確認された後、起動ボタンを戻し、ポンプ制御盤の停止ボタンを押します。

なお、自動火災報知設備と連動している場合は、起動ボタンを戻した後に受信機の火災復旧スイッチを操作します。

※ 消防用設備等の点検業者から操作方法について説明を受けてください。

## 消火器・屋内消火栓 《使用方法》



### ◆ 補足事項（初期消火について）

◎ 火災の確認及び消火活動のため、気密性の高い部屋の窓や扉等（開口部）を開放する場合は、バックドラフト現象（※）による爆発的燃焼を念頭におき、壁などに身を隠せる体勢で開放しなければなりません。総合訓練では、絶対に開口部の正面に立って開放してはならないという認識と開放時の体勢について再確認してください。

#### （※） バックドラフト現象とは

密閉された空間で火災が発生した場合、燃焼に必要な酸素が消費されて行くことで、炎はくすぶり、燃焼現象は緩慢になる一方で、可燃性ガスは充満して行きます。そうした状況下で、開口部を開放すると、一気に酸素が供給されて充満した可燃性ガスが爆発的に燃焼する現象です。

## ★5 避難誘導

一般的に訓練されていない不特定多数の群衆は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されると言われています。このため、事業所の自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は避難誘導活動全体の成否を決める重要性を持っています。

### 1 避難誘導の時機

火災が発生した場合、直ちに在館者にその旨を連絡し、避難行動及び避難誘導を開始することを原則としますが、不特定多数の在館者を収容する劇場、ホテル等では、どこの時点で避難させるべきかは、出火場所、火災の程度、煙の拡散状況、消火活動の実施状況等の諸要素を総合的に、かつ、短時間で判断しなければなりません。

（表－1を参考にしてください。）

表一 1 避難誘導時の判断基準

火災状況		出火階	出火階が地上2階以上	出火階が1階又は地階
1	火災と判明した時点 (即時消火した火災を除く)		出火階・直上階の者を避難させる。	出火階・直上階及び地階の者全員を避難させる。
2	消火器で消火できない場合 又は屋内消火栓で消火作業を行っている場合		出火階以上の上層階を避難させる。	全館避難させる。
3	屋内消火栓で消火できない場合		下層階を含む全館避難させる。	

※ 消火できるかどうか不明な場合は、消火できないとして対応する。

## 2 避難誘導の原則

- (1) 避難に関する指示、命令の伝達にあつては、非常放送を使用して行います。  
なお、避難誘導者はメガホン等の携帯用拡声器等を活用します。  
※ 非常放送の要領については、★3通報・情報伝達(119番通報・非常放送の例)、項目2の事業所内への連絡を参照してください。
- (2) 誘導員は、出火階とその直上階最優先として通路角、避難口等に配置します。
- (3) エレベーター前に利用を制止する誘導員を配置する。
- (4) 出火階が地上2階以上の場合は、出火階とその直上階の在館者を最優先に避難させ、一時的な避難場所を火点下層階とし、最終的に地上階に避難させます。
- (5) 避難階段など安全で、かつ多数の者が避難可能な施設を使用し、救助袋、緩降機等の避難器具は他に手段がない場合に使用します。
- (6) 避難階の階段出入口扉を開放します。
- (7) 火や煙によって階段が使用できない場合や在館者の全員を安全に短時間で移動させることができない場合は、次によります。
  - ① 消防隊の救助行動が可能なベランダ等、一時的に安全な場所に避難させ、大声を出して手を振るなどして場所を知らせます。
  - ② 廊下にも出ることができない場合は、出入口の扉を固く締め、隙間をタオルやシーツなどで埋めて煙の流入を防ぎ、消防隊の救助を待ちます。なお、内線電話や携帯電話等の連絡手段がある場合は、これにより状況を知らせます。(携帯電話の場合は、119番通報も考慮する。)
- (8) 一度避難した者を再び戻らせてはなりません。
- (9) 誘導員が避難する時は、逃げ遅れた人がいないか確認し、最終者は必ず防火戸を閉めて避難します。



## ★6 安全防護

安全防護措置には、防火戸や防火シャッターを操作したり、排煙設備、空調設備の運転制御による防火区画の確保、危険物等の活動障害物の移動や除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の諸活動があります。

### 1 防火戸の閉鎖（防火区画の設定）

- (1) 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖します。この場合、階段等の堅穴区画を優先し、次いで面積区画を行います。
- (2) 自動閉鎖機能のある防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく手で閉鎖します。
- (3) 防火シャッターのうち、くぐり戸のないものを閉鎖する場合には、煙の流入を一時的におさえるため床面から2 m程度の高さまで降下させ、避難の完了を待って完全に閉鎖します。

### 2 空調設備の停止及び排煙設備の活用

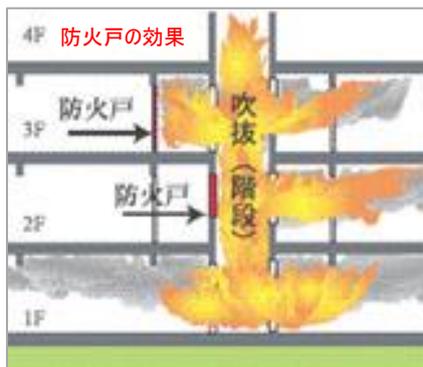
- (1) 出火時に空調設備の運転を継続すると、空調ダクトに火や煙が流入し煙の拡散や換気口から火源を吸い込む危険性があるので、原則として停止します。
- (2) 排煙設備は、避難を容易にするため早期に活用します。ただし、状況により火煙を拡大させるおそれがあるときは、排煙口の開放を中止します。

### 3 エレベーターの運転停止

エレベーターは、火災時にその昇降路が煙道になるおそれや、電源遮断により閉じ込められる可能性があるため、原則として運転を停止します。

### 4 危険物等の安全措置

- (1) 火災発生場所の付近に危険物等がある場合、できるだけ早く移動除去し、または危険物施設の運転を停止し、タンク室の防火戸を閉鎖するなどの措置を行います。
- (2) 危険物等を移動除去等できない場合には、消防隊への緊急情報として報告します。



エレベーターは使用させない！



### 《 火災発生場所付近から移動除去すべき危険物等の例 》



灯油・軽油



ポータブルストーブ  
(灯油入り)



化学薬品等



カセット  
ボンベ



ガスボンベ



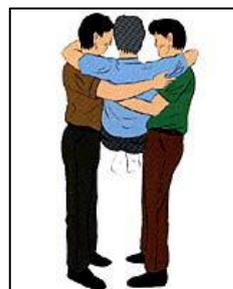
集積された可燃物

## ★7 搬送

負傷や疾病等により自力避難ができない人がいる場合は、安全な場所まで搬送する必要があります。担架や車いす等の搬送器具がない場合等は、以下にその方法について示しますので、対応できる人数や搬送を要する人の状態により最も適した方法を選択してください。

### 1 背負い・抱きかかえ

迅速に搬送できる方法ですが、搬送者には相応の体力が求められますので、大きな声で助けを呼ぶなどして協力者と複数人で搬送することを考慮しましょう。



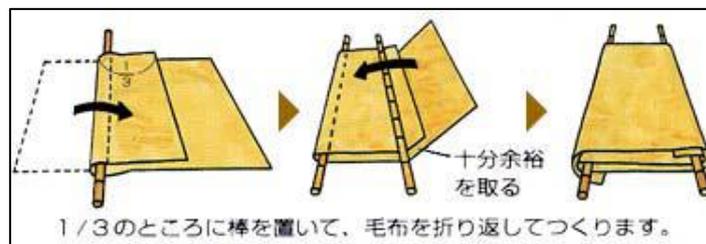
### 2 毛布・シーツ・バスタオル等の活用（引きずり搬送）

搬送者が一人きりで、緊急的に搬送する必要がある場合は、毛布・シーツ・バスタオル等を使用して引きずり、一時的に安全な場所まで搬送し、助けを呼ぶことも考慮しましょう。また、毛布等がない場合は、そのまま引きずり搬送することも考慮しましょう。



### 3 応急担架の活用と備え

物干し竿等の長くて丈夫な棒と毛布があれば、以下のような応急担架として活用することもできますので、必要に応じて備えておくようにしましょう。



## ★8 消防隊への情報提供

消防隊が火災現場に迅速に到着できるよう積極的に誘導するとともに、以下の情報提供を行ってください。

- (1) 延焼状況（出火場所、炎や煙の拡散状況、危険物等の活動上支障となるもの）
- (2) 避難状況（逃げ遅れ者の状況、避難誘導状況、負傷者等の状況）
- (3) 自衛消防活動状況（初期消火、防火区画の状況等）

## ★9 避難人員の確認

避難人員の確認と逃げ遅れ者の状況把握を迅速に行う必要があります。以下の例を参考として、事業所の態様に応じた具体的かつ効率的な集約方法を事前に決め、非常時持ち出し袋等への収容物と合わせて、持ち出す体制を構築してください。

(※ 消防署等から事業所までの距離により、☆8と前後します。)

### 1 名簿、従業員等のシフト表の活用

ホテル等での宿泊者名簿、利用者の氏名や入館・退館時間を記入させて施設管理を行っている事業所、従業員が多い事業所等では、名簿等を持ち出して避難人員の確認に活用できる体制を構築してください。

- (1) 在館者（利用者・宿泊者）名簿を活用して従業員以外の人を漏れなく確認する。
- (2) 従業員数が多い事業所は、従業員名簿や出勤簿等を活用し、交代制勤務シフトの事業所は、シフト表等を活用して従業員を漏れなく確認する。

### 2 施設の平面図や居室リストを活用

避難誘導や安全防護活動により逃げ遅れ者の有無などの状況を迅速に把握するため、事前に分担エリアを決めておくとともに、事業所の平面図や居室リストを持ち出して未確認の箇所がないか最終確認できる体制を構築してください。

## ◆ 訓練実施結果の検証

### 1 訓練検証項目

- (1) 避難に要した時間（前回訓練との比較、訓練想定の困難性を加味）
- (2) 通報は適切であったか（内部連絡体制、情報集約と通報）
- (3) 初期消火活動は適切であったか（開口部の開放、消火器・屋内消火栓の操作等）
- (4) 避難指示・誘導、避難経路は適切であったか（出火箇所、煙の拡散、逃げ遅れの確認）
- (5) 安全防護措置は適切であったか（防火区画の設定、危険物除去、逃げ遅れの確認）
- (6) 負傷者等の搬送時に危険性はなかったか（搬送方法、器具等の不備）
- (7) 自衛消防組織内の指示は的確に伝わっていたか（放送、口頭、携帯電話等）
- (8) 通報・消火・誘導・防護の連携はスムーズであったか（手薄になった部署の有無）
- (9) その他必要事項

### 2 訓練検証方法

訓練終了後、その日のうちに参加した全従業員で検証すると効果的ですが、参加人数が多い場合は、各担当の代表者を集めて実施し、全体に周知する方法も考えられます。防火管理者や検証担当者が進行役となり、訓練検証項目等に沿って、客観的かつ具体的に活動を振り返るとともに、各任務にあたった訓練実施者の感想や意見により、問題点を洗い出し、具体的な改善方法を検討しましょう。

#### 【自衛消防訓練実施結果報告書】

- 訓練検証結果をまとめ、所定の様式（※）に記入して鹿追消防署長に提出してください。
- （※）本ホームページ内の「避難訓練（自衛消防訓練）」のページからダウンロードしてください。

### 3 消防計画の見直し

訓練検証により、自衛消防組織の活動内容や役割分担等を見直す必要がある場合は、積極的に消防計画を変更し、鹿追消防署長に提出してください。